

撮影罪成立までの過程

▶▶▶ 撮影罪成立までには、その基盤として、航空連合結成以来の悲願であった機内迷惑行為防止法成立に向けた取り組みがありました。

1999年10月
航空連合結成

2001年4月
初の客室乗務員アンケートを実施
回答者約4,100名の59%が「近年、機内迷惑行為が増加」と回答

2003年3月
政府が法案提出
審議過程において民主党案の趣旨を踏まえて法案修正

2012年9月
JALグループ運航の国内線機内で盗撮事案が発生

2000年5月
初の政策実現総行動実施
民主党(当時)と航空局長に対して機内迷惑行為に対する罰則を法制化する必要性を要請

2001年11月
民主党(当時)が議員立法による法案提出

2003年7月
機内迷惑行為防止法成立(航空法改正)
2004年1月施行

飛行中の旅客機内で客室乗務員のスカートの中を盗撮したとして兵庫県迷惑防止条例違反(盗撮)容疑で警視庁に逮捕された会社社長の男(34)が処分保留で釈放されていたことが12日、捜査関係者への取材で分かった。盗撮行為は各都道府県の条例で罰せられるが、検察は盗撮行為があった当時、旅客機が飛んでいた場所を特定できないと判断したとみられる。

男は9月10日午前、高松発羽田行き日本航空1402便の機内で、女性客室乗務員(27)のスカート内をボールペン型カメラで盗撮したとして警視庁東京空港署に逮捕された。同署によると、「制服が好きで、つい盗撮してしまった」と容疑を認めていた。

東京空港署は当初、客室乗務員の話や周囲の乗客の目撃情報から盗撮があった時刻を「午前8時9分」と推定。航路の分析から兵庫県篠山市上空を飛行中だったとみて同県の条例を適用したが、実際に時計を見ていた乗客がいないなど、盗撮があった時刻を裏付ける証拠が不十分だったという。

送致を受けた東京区検は9月20日に処分保留で釈放。犯行場所を特定できず、兵庫県の条例を適用するのは難しいと判断したとみられる。

警視庁幹部は「都道府県条例以外に、旅客機内での盗撮行為を取り締まる法制度の整備が求められる」と指摘している。

(日本経済新聞 2012年10月12日付)

2016年10月
「2016-2017 産業政策提言」において、盗撮を安全阻害行為に明記するよう提起

2020年9月
上川法務大臣(当時)に「盗撮罪」(仮称)の法制化を要請

2022年10月
法務省法制審議会刑事法部会が撮影罪の創設を含む新法の試案を公表

2023年3月
政府が法案提出

2014年9月
機内における電子製品の使用規制緩和
スマートフォンなどの使用が可能に

2019年4月
第6回客室乗務員アンケートを実施
回答者約1,600名の61%が「盗撮」または「無断撮影」の被害可能性を回答

2020年10月
「2020-2021 産業政策提言」において「盗撮罪(仮称)」の制定を提起

2023年1月
第7回客室乗務員アンケートを実施
回答者約1,570名の70%が「盗撮」または「無断撮影」の被害可能性を回答(第6回より+9ポイント)

2023年6月
撮影罪成立
2023年7月施行

法制化に向けた1年の軌跡 (2022年7月～2023年7月)

▶▶▶ 法制化に向けた手応えを感じながら、様々な関係者と連携し、実現に向けた取り組みを進めました。

2022年7月7日

第23期航空安全シンポジウムで、上谷さくら弁護士が「機内における『盗撮』に関わる法的課題と今後の見通し」と題して講演

2022年10月26日

NHK「クローズアップ現代」で機内盗撮問題が取り上げられ、皆川副事務局長(当時)が出演

2023年4月15日

犯罪被害者支援弁護士フォーラムシンポジウムで、内藤会長が機内における盗撮行為の現状などについて講演

2023年4月26日

4月26日、ABEMA TV「ABEMA Prime」で、内藤会長が撮影罪法制化の必要性についてコメント

2022年12月に客室乗務員対象のアンケートをおこない(回答者1,573名)、撮影罪の罰則対象となりうる機内盗撮行為が相当程度起こっていることが確認できました。2023年3月9日には記者会見でこれらの説明をおこない、多くのメディアで取り上げられました。

Q1
ご自身が乗務する便において、盗撮・無断撮影にあったことはありますか。

計70.4%

Q2
具体的に何に対する盗撮・無断撮影行為でしたか。(※)

※ Q1で「ある」「断定的でないが、あると思う」とした回答者に質問

Q3
具体的にどの場面における盗撮・無断撮影行為でしたか。

2023年5月8日

齊藤健法務大臣(当時)に対し、法案の早期成立および施行を要請

2023年5月8日

犯罪被害者支援弁護士フォーラムメンバーの方々とともに記者会見を実施

2023年5月25日

参議院国土交通委員会において、航空連合政策議員フォーラムメンバーの浜口誠参議院議員が、撮影罪施行後の利用客向け周知の必要性などについて航空局長に質問

2023年5月31日

航空局平井一彦安全部長(当時)に対し、法施行後の的確な運用やそれに資する環境整備について要請

2023年6月21日

定期航空協会(大塚洋理事長)に対し、撮影罪の職場周知や適切な運用を要請

2023年7月13日

まさに法の抜け穴だとテレビ朝日系「スーパー Jチャンネル」で、内藤会長が撮影罪施行の意義についてコメント

「撮影罪」成立・施行の意義や今後の課題

Interview 1

上谷さくら
弁護士



ス マートフォンの普及で、盗撮被害は飛躍的に増えています。しかし、盗撮を規制する法令が条例や軽犯罪法しかなく、初犯では刑事裁判にすらならないなど、とても処罰が軽い犯罪でした。その一方で被害者は、盗撮画像がネットで拡散されて外出も出来なくなるなど、人生が一変するような苦しみを味わっていました。そのため、2018年頃から、犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、盗撮犯を厳しく処罰し、画像の消去・没収が容易にできる「盗撮罪」を刑法に創設するよう活動を続けてきました。

東京オリンピックを前に、アスリート盗撮が問題となり、盗撮を厳しく取り締まるべきだという世論が高まりました。その頃、航空連合さんから、客室乗務員が機内で盗撮被害に遭って困っているという相談がありました。ちょうど法務省の性犯罪に関する刑事法検討会が行われており、委員として検討会に参加していた私は、日本各地で盗撮被害が生じている現状を訴え、機内盗撮の現状についても説明しました。

許される撮影と盗撮の線引きをどうするのか、具体的な条文をどうすればいいのか、などの法技術的に困難な問題はありましたが、航空連合さんにも積極的に後押ししていただき、当初想定したよりも幅広い行為を厳しく処罰する「撮影罪」が成立しました。

ただし、「アスリート盗撮」等の残された問題もあります。現状に満足することなく、引き続き盗撮問題に取り組んでいきたいと思えます。

Interview 2

航空連合
溝口由紀
客室部会長



航 空連合として10年以上の長きに渡る取り組みが実を結び、撮影罪を含む新法が成立・施行されました。アンケートでも、多くの客室乗務員が盗撮に遭っている可能性が高いことが明らかになっていましたが、今回の法施行により、客室乗務員の心理的安全性は大きく向上したと考えています。

一方で、法制化されてまだ間もないことから、航空各社の対応はマニュアルの改訂や法制化に関する理解浸透を目的とした動画の視聴に概ねとどまっており、理解の度合いには個人差が生じていることに加え、社会的な認知度にもまだ課題を感じています。また、より頻繁に発生している無断撮影については、現状は撮影罪の罰則適用外であることに加え、撮影可否の線引きを明確にできていないことが、現場での対応の難しさにつながっているという課題もあります。昨今では、スマホで撮影した写真が端末に残らずにクラウド保存できてしまうという新たな手段も出てきており、当該行為に直面した場合に毅然とした対応を取ることに躊躇してしまうという声もあげられています。法律そのものに関する教育機会の充実や、現場での具体的な対応方法も含めた事例の共有などが必要であり、働く客室乗務員がより適切な対応を取ることができるよう、航空連合では引き続き、仲間との意見交換を通じて業界全体の課題解決につなげていきたいと考えています。

- ✦ 航空連合では、2012年の盗撮事件以来、都道府県条例においてのみ取り締まりが可能な現行法令では不足があるとして、全国一律で対応可能な「撮影罪」の制定や罰則強化を求めてきました。今回の法制化は、この間の取り組みが結実したものであり、**積極的な世論喚起や関係者との連携に取り組んだ一連のプロセスも含め、航空法の範囲を超えて刑法制定以来の新法創設に至ったことは大きな成果**といえます。
- ✦ 盗撮行為を未然に防止するためには、**空港内や機内を中心に旅客に適切かつ継続的な周知をおこなうことや、航空会社において法律の内容が正確に理解され、従業員が毅然と対処できるよう、事案が発生した場合の対応手順を確立し、訓練体系にも反映されることが必要**です。加えて、刑事罰を伴う新法であるため、**警察当局の役割も重要であり、到着空港における対応を含め、早期に運用面の確立を図り、法の実効性を高めるべき**です。
- ✦ 一方、**無断撮影行為についても、特に悪意や専ら性的関心に基づくものは大きな問題**であり、国はあらためて第三者や働くものの視点も含めて現状を点検し、**省令で定める安全阻害行為に明確に位置付ける必要性について議論**すべきです。
- ✦ 航空連合は引き続き、職場状況を踏まえ、課題について議論を深め、積極的な政策活動を通じて、安心して働くことができる職場づくりに取り組んでいきます。

Facebook
フォローをお願いします!



Instagram
Follow me!



X
会長 X
始めました!



ニュース・航空連合へのご意見は
E-mailでお受けしています。

アドレス avinet00@jfaiu.gr.jp
ホームページ <https://www.jfaiu.gr.jp>

アルコール関連相談窓口をご活用ください。

航空関連産業での飲酒に係る不適切事案の根絶に向けて、定期航空協会が無料の相談窓口を設けております。航空会社に所属する方のみならず、航空連合加盟組織の皆様も利用可能です。相談内容は決して、勤め先企業にも定期航空協会にも伝わりませんので、お気軽にご相談ください。

